

使用料金のご案内(令和7年10月1日使用分から)

専用使用

| | 午前 | | 午後 | | 夜間 | | 全日 | |
|------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------|---------|------------------------|---------|
| | 午前9時30分から 正午まで | | 午後1時から 午後5時まで | | 午後6時から 午後9時30分まで | | 午前9時30分から 午後9時30分まで | |
| | 平日 | 土曜日 日曜日 休日 | 平日 | 土曜日 日曜日 休日 | 平日 | 土曜日 | 平日 | 土曜日 |
| 講堂 | 9,700円 | 11,700円 | 19,500円 | 23,400円 | 25,300円 | 30,300円 | 51,700円 | 62,100円 |
| 楽屋 1、2 | 450円 | | 600円 | | 600円 | | 1,650円 | |
| スタジオ 1 | 1,600円 | | 2,500円 | | 2,500円 | | 6,600円 | |
| スタジオ 2 | 600円 | | 900円 | | 900円 | | 2,400円 | |
| 小研修室 1、2、3 | 600円 | | 900円 | | 900円 | | 2,400円 | |
| 中研修室 1、2、3 | 900円 | | 1,500円 | | 1,500円 | | 3,900円 | |
| 伝統文化セミナー室 | 1,800円 | | 2,800円 | | 2,800円 | | 7,400円 | |
| 食工房 | 1,800円 | | 2,700円 | | 2,700円 | | 7,200円 | |
| 生活工房 | 1,500円 | | 2,400円 | | 2,400円 | | 6,300円 | |
| マルチメディア学習室 | 3,700円 | | 5,700円 | | 5,700円 | | 15,100円 | |
| 情報活用セミナー室 | 3,000円 | | 4,500円 | | 4,500円 | | 12,000円 | |
| 多目的フロア | 2,500円 | | 3,900円 | | 3,900円 | | 10,300円 | |

備考

- 午前及び午後又は午後及び夜間を継続して使用する場合の使用料の額は、各使用時間帯の基本使用料の額の合計額とする。
- この表に定める使用時間帯の範囲外の時間帯に係る使用(以下この項において「超過使用」という。)の許可を受けた場合の使用料の額は、次の各号に掲げる使用時間帯の区分ごとに、当該名号に定める基本使用料の額に100分の20を乗じて得た額とする。ただし、1時間を超える超過使用はできない。
 - 午前9時30分以前又は正午から午後1時まで 午前の基本使用料
 - 午後5時から午後6時まで 午後の基本使用料
 - 午後9時30分以後 夜間の基本使用料
- 次の各号のいずれかに該当する場合の使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に定める割合を

乗じて得た額とする。

(1)使用者が入場者から最高額 500 円以上 1,000 円未満の入場料等(入場料、会費その他これらに準ずる費用の負担をいう。以下同じ。)を徴収するとき 100 分の 150

(2)使用者が入場者から最高額 1,000 円以上 3,000 円未満の入場料等を徴収するとき 100 分の 180

(3)使用者が入場者から最高額 3,000 円以上の入場料等を徴収するとき 100 分の 200

(4)使用者が本市に住所を有しないとき 100 分の 130

4. 次の各号に掲げる講堂の使用に係る使用料の額は、講堂の基本使用料の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)リハーサルのため、舞台のみを使用するとき 100 分の 50

(2)前号に掲げる場合のほか、専ら準備のために使用するとき 100 分の 40

5. 午後の使用時間帯(において、講堂及び楽屋以外の施設を 2 時間以内で使用する場合の使用料の額は、午後の基本使用料の額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

6. 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。

7. 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

一部使用

| | | | | |
|-------------|----------|--------------------|----------|--------|
| 食 工 房 | 午 前 | 午前9時30分 ～正午 | 調理台1台につき | 600円 |
| | 午 後 | 午後1時～ 午後5時 | 調理台1台につき | 880円 |
| | 夜 間 | 午後6時～ 午後9時30分 | 調理台1台につき | 880円 |
| | 全 日 | 午前9時30分 午後9時30分 | 調理台1台につき | 2,360円 |
| 生 活 工 房 | 1人2時間につき | | | 150円 |
| マルチメディア学習室 | 1人2時間につき | | | 300円 |
| 多 目 的 フ ロ ア | 1人2時間につき | | | 150円 |

※一部使用には、回数券 1,000 円(100 円券 11 枚つづり)があります。

1. 小学校の児童又はこれに準ずる児童及び中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる生徒が使用する場合の基本使用料の額は、各区分ごとの基本使用料の額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

2. 午前及び午後又は午後及び夜間を継続して使用する場合の食工房の使用料の額は、各使用時間帯の基本使用料の額の合計額とする。

3. 食工房の使用に関し、この表に定める使用時間帯の範囲外の時間帯に係る使用(以下この項において「超過使用」という。)の許可を受けた場合の使用料の額は、次の各号に掲げる使用時間帯の区分ごとに、当該各号に定める基本使用料の額に 100 分の 20 を乗じて得た額とする。ただし、1 時間を超える超過使用はできない。

(1) 午前 9 時 30 分以前又は正午から午後 1 時まで 午前の基本使用料

(2) 午後 5 時から午後 6 時まで 午後の基本使用料

(3) 午後 9 時 30 分以後 夜間の基本使用料

4. 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

附属設備及び備品使用料

| | |
|----------|-----------------------|
| 附属設備及び備品 | 7,500円以内で教育委員会規則で定める額 |
|----------|-----------------------|